

附属書十(第十一章関係) 地理的表示

第一節 日本国で保護される表示

(a) 蒸留酒

(i) 壱岐

(ii) 球磨

(iii) 琉球

(iv) 薩摩

(b) 酒

白山

第二節 スイスで保護される表示

(a) チーズ

(i) アッペンツェラー

- (b) 肉加工品
- (ii) ベルナー・アルプケーゼ又はベルナー・ホーベルケーゼ
  - (iii) エメンタール
  - (iv) フォルマツジオ・ダルプ・テイチネーゼ
  - (v) グラルナー・シャプツィガー
  - (vi) グリュイエール
  - (vii) レテイヴァ
  - (viii) ラクレット・デュ・ヴァレ
  - (ix) スプリンツ
  - (x) シュヴァイツァー・テイルジッター
  - (xi) テット・ドウ・モワン又はテット・ドウ・モワン・フロマージュ・ドウ・ベルレ
  - (xii) ヴァシユラン・フリブルジョワ
  - (xiii) ヴァシユラン・モンドール

- (i) ビュントナーフライシユ
  - (ii) ヴイアンド・セシエ・デュ・ヴァレ
- (c) パン、菓子パン、ケーキ、菓子、ビスケットその他パン製造者の製品
- (i) バーズラー・レッカリ
  - (ii) ムラング・ドウ・グリユイエール
  - (iii) パン・ドウ・セーグル・ヴァレザン
  - (iv) スイス・チョコレート又はシュヴァイツアー・シヨコラーデ
  - (v) スイス・クロイターボンボン
- (d) 蒸留酒
- (i) アブリコテイナーヌ又はオー・ドウ・ヴィ・ダブリコ・デュ・ヴァレ
  - (ii) アツペンツエラー・アルペンビッター
  - (iii) オー・ドウ・ヴィ・ドウ・ポワール・デュ・ヴァレ
  - (iv) シュヴァイツアー・キルシユ

- (i) ジュネーブ
- (f) 時計及び精密機械装置
- (ix) ヴォー
- (viii) ヴアレ
- (vii) テイチーノ
- (vi) ヌシヤテル
- (v) ラヴォー
- (iv) ラ・コート
- (iii) ジュネーブ
- (ii) ファンダン
- (i) ドール
- (e) ぶどう酒
- (v) ツーガー・キルシユ

- (ii) ノイエンブルク又はヌシヤテル
- (iii) シヤフハウゼン
- (iv) スイス
- (g) 繊維製品
  - (i) ランゲントール
  - (ii) ザンクト・ガレン・エンブロイダリー、ザンクト・ガラー・シユテイツカライ又はザンクト・ガラー・シユピッツェン
  - (iii) スイス
- (h) 機械、金属加工業及び技術業
  - スイス
    - (i) 化学品・医薬品
    - (i) バーゼル
    - (ii) スイス